

みなし健診_QA 集

令和 2 年 12 月 24 日

Q1

保有している検査結果が必須項目をすべて満たしていない場合、みなし健診の対象外となりますか？

A1

必須項目をすべて満たしていない場合、みなし健診の対象外となります。ただし、不足検査を実施していただくことによりみなし健診の対象となります。不足検査を実施した場合でも、保険者からの支払額は情報提供料 3,850 円のみです。

Q2

不足検査項目があり追加検査を行った場合、保険請求できますか？

A2

健診のために追加検査を行った場合、保険請求はできません。診療の必要があり検査を行った場合は保険請求可能です。

Q3

不足検査項目があり追加検査を行った場合、情報提供料 3,850 円とは別に費用請求することはできますか？

A3

追加検査分を別途で請求することはできません。保険者からの支払額は情報提供料 3,850 円のみです。

Q4

定期通院している被保険者が勧奨通知を持参され、来院日に定期通院の検査を実施した場合、情報提供票にはその日の結果を記載するのですか？また検査費用は保険請求できますか？

A4

情報提供票にはその日の結果を記載してください。診療の必要があり行った検査については保険請求可能です。

Q5

腎機能検査も必須項目ですか？

A5

腎機能検査は必須項目ではありません。検査結果があれば記載をお願いします。

Q6

勧奨通知を持参された被保険者の検査結果が来院日の3カ月以上前の結果だった場合、再度検査を行う必要がありますか？

A6

受診券発券年度内の検査結果であれば、再度検査を行う必要はありません。ただし、基本健診項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査日と最後に実施された医師の総合判断までの間は3カ月以内である必要があります。

【例】

6/1	7/1	7/10	⇒3カ月以内 <u>みなし健診対象</u>
身体測定	問診	医師の総合判断	
血圧測定	血液検査等		
	尿検査等		

6/1	11/1	12/1	⇒3カ月超え <u>みなし健診対象外</u> ※追加で身体測定・血液検査等を行えば、みなし健診対象となる。
身体測定	血圧測定	問診	
血液検査等		尿検査等	
		医師の総合判断	

Q7

勧奨通知を持参された被保険者の検査結果が来院日の3カ月以上前の結果だった場合、被保険者同意日の日付以前の検査結果等の日付を記載してもよいのですか？

A7

被保険者同意日の日付以前の検査結果の日付を記載しても構いません。ただし、すべての検査年月日と医療機関欄日付（医師の総合判断日）は3カ月以内である必要があります。

6/1	7/1	12/1	⇒3カ月以内 (検査年月日と医療機関欄日付) <u>みなし健診対象</u>
検査年月日	医療機関欄日付 (医師の総合判断日)	被保険者 同意日	

6/1	12/1	12/1	⇒3カ月超え (検査年月日と医療機関欄日付) <u>みなし健診対象外</u>
検査年月日	医療機関欄日付 (医師の総合判断日)	被保険者 同意日	